

消安第1933号  
平成31年4月3日

北海道消費生活審議会  
会長 曾野裕夫様

北海道知事 高橋 はるみ

第3次北海道消費生活基本計画策定の基本的な考え方について(諮問)

北海道消費生活条例第6条の2第4項の規定に基づき、第3次北海道消費生活基本計画策定の基本的な考え方について諮問します。

(諮問の理由)

道では、北海道消費生活条例第6条の2第1項の規定により、平成22年度を初年度とした北海道消費生活基本計画(以下「計画」という。)を定め、消費者の「権利尊重」と「自立の支援」という条例の基本理念に基づき、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。平成26年度を初年度とした第2次計画では、消費者教育の推進と高齢者等の被害の防止を重点的な施策として掲げ、これまで取り組んできておりますが、平成31年度をもって、この計画の期間が終期となることから、第3次計画の策定が必要となっているところです。

現在、国においては、2020年度を初年度とする第4期消費者基本計画の検討中であり、また、貴審議会には、北海道消費生活条例の施行の状況等について検討を加えていただいておりますので、第3次計画の策定に当たってはこれらの内容等を反映することが適当であると考えております。

については、このような国及び貴審議会における検討状況並びに消費者を取り巻く状況の変化等を踏まえた第3次計画策定の基本的な考え方について、意見を求めるものです。